

◎開議の宣告

- 田中敏雄 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎市長発言

- 田中敏雄 議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

- 五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

本会議冒頭の時間をお借りいたしまして、報告を申し上げたいと思います。

かねていろいろ紆余曲折を重ねておりました、大沢地区におけるMR Sにかかわる部分でございますが、先般、MR Sから計画を断念する旨の書面が届いたことはお知らせしたところでございますが、この件につきまして、MR Sの社長にお越しいただいて、直接お話を先般伺ったところでございます。

内容的には、書いてあるとおりの内容でございますが、その事業の有用性といえますか、地域においてはいろいろな問題があるということでありましたけれども、広く環境に関しては、あるいは資源循環、リサイクルという観点における事業の有用性については、これは評価できる話でございましたけれども、さまざまな事情の中で断念するというのを申しておられました。特段それ以上の話はなかったところでございます。まず、そのことをお知らせ申し上げたいというふうに思います。

なお、これを私どもとしてやはり大きな教訓としなきゃいけないだろうと思っております。地域のさまざまな課題を解決する中で、地域住民との間でいろいろな、言ってみれば意思疎通がうまくいかないことによるさまざまトラブル等々、これからもなしとはしない、あるいは法制度の矛盾というものもなしとはしない中で、我々もより慎重に、しかし時代が要請する部分については積極果敢に取り組むという姿勢をもう一度確認しなきゃいけないというようなこと、そういう反省をいたしたところでございます。これを貴重な糧として、これからも環境行政、あるいは市民要望にこたえるような行政というものを進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上であります。

◎報告第23号の上程、説明、質疑

- 田中敏雄 議長 日程第1、報告第23号専決処分の報告について報告を求めます。
福祉事務所長。

- 奥清治 福祉事務所長 ただいま議題になりました報告第23号専決処分の報告についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたので地方自治法の規定により議会にご報告するものであります。

内容であります、事故の発生日時は平成20年6月5日午後4時40分ごろ、発生場所は横手市雄物川町南形字下ノ谷地地内の国道107号の路上でありまして、被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります、横手市障害者支援施設ユー・ホップハウスの職員が、施設利用者2名を乗せて送迎中、国道107号を造山方面から大沢方面へ向かう途中の事故であります。新雄物川橋手前の交差点で信号待ちの停車後、青信号により発進する際、前にとまっていた車両も発進すると思い、前進したところ被害者の車両に後方から追突し、相手方のリアバンパー周辺を破損させたものであります。幸い双方にけがはありませんでしたが、十分な車間距離をとらなかったこと、運転した職員の見込み発進と前方不注意が原因でありまして、大変申しわけなく思っております。

利用者の送迎は毎日の業務であり、人命を預かっているということを再確認し、再発を防止するため、事故後施設におきましては毎日の朝礼で一層の安全確認、注意の喚起を励行しております。

また、安全運転管理者協会等が主催する8月1日から5カ月にわたる第10回無事故無違反競争に施設職員として参加するため、今準備を進めているところでございます。

損害賠償額は24万5,433円でありまして、過失割合は市が100%であります。損害賠償額は全額保険対応ということでございます。おわびを申し上げます、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第23号の報告を終わります。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第2、議案第136号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第136号財産の取得についてご説明申し上げます。

取得する財産につきましては、ロータリ除雪車1台であります。これは、大雄道路管理センターに配置するものでございます。契約の方法であります、4社による指名競争入札を行っております。購入金額につきましては、2,643万9,000円であります。予定価格に対する落札率は99.5%であります。購入の相手方は横手市駅前町打川自動車株式会社であります。

以上、説明を終わりますが、なお、議会の最終日にこういう形で提案になったということについて、おわびを申し上げ、経緯を若干ご説明申し上げたいと思います。

実は6月5日にほかの除雪車と一緒に入札を行ったところであります、市内の3業者を指名いたし

まして行いました。ところが、残念ながら予定価格を下回ると申しますか、落札に至りませんでした。というのは、1回目の入札では3社応札があったわけですが、再入札の際には2社が辞退をいたしまして、1社だけの応札でありました。ということで、直ちに入札を中止いたしまして、改めて6月19日に応札の意思があった市内の1社と市外の3社を含めた4社で再度入札を行ったということでありまして、そういう経緯、経過がありまして、議会の最終日の提案というふうになりました。

よろしくどうかお願いをしたいと思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第3、議案第137号平成20年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第137号平成20年度横手市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、6月14日に発生しました岩手・宮城内陸地震で被害のあった土木施設、または公共施設の災害復旧事業費と平成19年度の繰越事業で予定しておりました学校耐震補強工事が資材高騰により予算不足となったために事業費を追加し、補正計上するものが主なものでございます。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思えます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額にそれぞれ9,138万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ479億1,138万4,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条地方債の補正でございます。

4ページのほうに記載されております。

第2表地方債の補正のとおり、農地農業用施設災害復旧事業と林道災害復旧事業をそれぞれ追加しようとするものでございます。これは、先ほど申し上げました地震で被害のあった農業用施設と林道の災害復旧事業に充てるための起債でございます。

それでは歳出から申し上げますので、10ページのほうをお願いいたします。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費に210万7,000円を計上しております。これは、企業誘致のため7月から秋田県へ市職員を1名派遣するための旅費あるいは住宅使用料などについて補正しようとするものでございます。

同じく総務管理費の9目地域局費では、十文字地域局西出張所また山内地域局庁舎管理費に72万6,000円を計上しております。これは、地震による被害のあった西出張所、山内地域局庁舎の窓ガラス、天井などの建築補修にかかわる経費でございます。

次に、5款の労働費、2目勤労者福祉施設費にサンサン横手管理費として17万4,000円を計上しております。これは、サンサン横手の多目的ホール照明や会議室の照明カバーが破損したため補修するものでございます。

次に、11ページですが、8款土木費2項4目道路橋りょう維持費に橋りょう点検事業として220万円を計上しております。これは、十文字大橋の橋脚がこのたびの地震により損傷程度が拡大したため、緊急に調査を行うための経費でございます。

次に、9款でございます。消防費、1目常備消防費として16万3,000円を計上しております。これは、このたびの地震で横手市消防本部へ消防庁から緊急消防援助隊の派遣要請がありましたので、派遣に要した旅費について予算を補正するものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理費に265万円を計上しております。これは、地震で被害を受けた山内小学校、福地小学校、金沢小学校、雄物川北小学校の内壁、天井、柱の亀裂などを補修しようとするものでございます。その下の段でございますが、小学校大規模改造事業では、512万7,000円を計上しております。これは、先ほど申し上げました平成19年度繰越事業で予定しておりました境町小学校と金沢小学校体育館の耐震補強工事について、鉄骨等の資材高騰により2度の入札会でも落札されませんでした。それで、予算不足を生じておりますので、現年度予算で補正しようとするものでございます。

次に、12ページでございますが、同じく教育費、3項中学校費、1目学校管理費の中学校管理費に284万円を計上しております。これは、地震により被害を受けました増田中学校、横手南中学校、鳳中学校、大雄中学校、金沢中学校、平鹿中学校の内壁、天井、ボイラー配管などを補修するための経費でございます。

下の段の中学校大規模改造事業では、244万2,000円を計上しております。これは、19年度の繰越事業で予定しておりました横手西中学校体育館の耐震補強工事につきまして、先ほどの小学校と同じく予算不足を生じておりますので、現年度予算で補正しようとするものでございます。

同じく教育費ですが、4項の社会教育費に雄物川障害学習センターほか、5つの施設についてこのたびの地震で被害を受けた窓ガラス、天井、オイル配管などを補修するための経費で、6施設合わせまして208万5,000円を計上しております。

13ページになりますが、同じく教育費の5項保健体育費では、増田地域体育施設ほか4施設について、同じく地震による外壁、天井、ガラスの破損を補修するための経費として、5施設合計で98万9,000円を計上しております。

11款に移ります。災害復旧費1項1目の農業施設災害復旧費に429万4,000円を計上しております。こ

れは、大雄地域の大宮川頭首工ゲートが地震により破損を受けたため、補助事業として復旧工事を行うための経費でございます。

同じく2目の林道施設災害復旧費に2,902万1,000円を計上しております。これは、山内地域の林道、三森山線、小鈴森線、金山線、それと雄物川地域のビクミ沢線の林道災害復旧事業費でございます。このうち補助対象事業の箇所は三森山線とビクミ沢線の2カ所でございます。

次に、14ページに移りますが、同じく災害復旧費の2項1目道路橋りょう災害復旧事業費に135万7,000円を計上しております。これは、横手地域の大道添団地2号線、平鹿地域の下福田東小路線、川登蟹沢線の災害復旧費でございます。

15ページになります。

同じく文教施設災害復旧費1目学校の施設災害復旧費に3,514万5,000円を計上しております。これは、山内小学校の体育館の天井と山内中学校の階段、トイレの内壁の災害復旧事業費でございます。この2項につきましては、現在補助事業による災害復旧費として採択していただけるよう県を通じて文部科学省と協議中であります。予算書では、全額一般財源となっておりますが、協議が整い次第、今後の補正予算におきまして地方債の追加、国庫補助金の追加と財源振替をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、歳入に移ります。

6ページのほうをお願いします。

歳入のうち、特定財源として12款分担金及び負担金で37万8,000円を計上しております。これは、土地改良区から農業施設災害復旧事業費の分担金でございます。

次に、15款県支出金では、1,528万7,000円を計上しております。これは、農林水産業施設災害復旧事業費の補助金でございます。一般財源では19款に繰越金として6,551万9,000円を計上しまして、収支の均衡を図っております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

25番石山議員。

○25番(石山米男議員) 災害復旧の経費の問題についてちょっとお願いしたいと思いますが、この内容を見ますと、分担金及び負担金が37万8,000円、事業費の大体10%見当というふうに理解できますけれども、それ以外の費用負担について補助金の率とか、そういうものについて一つお知らせ願いたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 先ほどのご質問で分担金については、事業費の10%でございます。大宮川のゲートの破損の工事費の10%でございます。

それから、県補助金の農林水産業災害復旧事業費、8ページでございますが、246万円と記載してご

ざいますが、これが県の大宮川のゲート部分の補助金でございます。

それから、9ページの市債でございますが、その上の段の70万円を計上しておりますが、これがその大宮川のゲート分の起債の部分でございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 25番石山議員。

○25番(石山米男議員) 農地農業用施設については、その災害の実態によって被害額が異なることは当然でありますけれども、要はやっぱり被害の状況にかかわらず、市は市なりに農業者、あるいは団体が大体災害復旧費の10%くらい出してもらおうというようなことであれば、それは余り動かさないように普通に教えていただいて、災害復旧については負担については10%くらいだと、それで頑張ってもらおうというようなことを、この機会に市長からでも発言してもらえれば、災害がきてもこれぐらいの負担じゃ農地施設復旧できるなんだなということで、関係者も安心すると思っておりますので、この機会にぜひ一言発言してもらいたいなというふうに思っているところであります。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 突然とんでまいりましたので、余り準備ができておりませんが、その辺長いと申しますか、それぞれの合併前の市町村も含めて長い歴史の中で、そういう相場と申しますか、そういう相場感があるのは承知しているところでございますけれども、すべてというふうになるかどうかという問題もあるわけございまして、この場でこのあと全部規定するような発言はなかなかしがたいところかなと思っているところでございます。趣旨はよく理解しているところでございますので、これから煮詰めた検討もさせていただきたいと思えます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

14番近江議員。

○14番(近江湖静議員) 1点だけお尋ねをしておきます。

10ページ、総務管理費の一般管理費の、県に派遣する企業誘致の関係ですけれども、企業誘致に力を入れ、そして、お金をかけることについては、疑義を持つものではございませんが、この200万円で県に派遣する、新しく緊急にご提案があって、それに対応したというふうに理解しますが、この6月議会の最終日に出さなきゃならないと。市長の所信説明の中にも出すというのはない、でありますので、どういようなことで県の方から緊急にどうい内容で、どうい概況で、どうい目的で、目的はわかりますけれども、どういような過程があると思えますので、これが今の段階で出さなきゃならない、9カ月ということでありまして、行政がほとんどであります。それと、住宅の関係について、この場で明らかにしてください。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 かねてから企業誘致の促進については、推進につきましては、県との連携を最大限重視しながら進めてきたところでございます。そういう中で、やはり相手はトヨタ系列の企業さんとい

うことが主たるターゲットでありますので、大変大きな相手で、県もその誘致活動には相当苦勞しながら取り組んでいるというふうに私どもも思っている次第でございます。

この件については、佐藤文一副知事が理事の折にもいろいろ意見交換した中で、そういう方向で、いわゆる県と市が一体となって誘致活動を展開することが当然ながら好ましいと。特に、第2工業団地が最大のターゲットでございますので、そういう話をした中で、私どもパイプ役として県に職員を派遣し、進めることは大変重要だということで意見の一致をみておりました。その辺の詰めをずっとしてまいりましたが、なかなか詰め切らない部分がございます、最終日に至ったこと、なかなか準備が整わなかったことをまずおわび申し上げたいと思っておりますけれども、いずれ県の企業誘致室のほうにセクションにデスクを置かしていただき、そこに常駐しながら横手市との連携を最大限に図る調整役の仕事として職員を派遣するものでございます。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） ただいまの工場誘致に対して、こういうふうな管理費を計上したということは、大変いいことだなというふうに思うわけでございます。

ただ、せっかく職員を県に派遣するわけですから、どういう部署に派遣するのか、そしてまた、恐らく派遣される職員は一般の係程度でなくて、市長のかわりになって横手市を代表して工場誘致の活動をする立場になるのじゃないかというふうに私は考えるわけであります。そういう意味で、派遣する部署と行動、さらには派遣する職員をどの程度といいますか、部長級なのか、あるいは課長級なのか、そこから辺についてももう少し詳細にお尋ねしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 派遣いたします派遣先でございますが、誘致企業室という県のセクションでございます。ここに先ほど申し上げました机を置かしていただいて派遣するわけでございますが、今私どもで派遣する職員の人選を進めておりますけれども、基本的には下働きをする職員とは考えておりません。それ相当の横手市の立場だとか、横手における状況だとかをしっかりと県の担当に伝えられるような人間にしなければいけないだろうと思っている次第でございます。職員職階につきましては、いろいろな考え方をしているところでございますが、いずれしっかり仕事のできる人間を派遣したいと思っている次第でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

14番近江議員。

○14番（近江湖静議員） この件ですけれども、補正で追加予算を計上している、細目ごとに、150万円程度の旅費を計上している。具体的な行動は、どのような行動の中で150万円を計上したのか。そして、使用料、賃貸料60万円程度、その根拠について明らかにしてください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 派遣する職員の動きにつきましては、今から9カ月分の動きはみんな決まっているわけではありませんので、今、積算上のところをちょっとご説明したいと思います。

積算上でいきますと、旅費の関係では赴任旅費と帰任旅費と、それから、実際に県の人方と一緒に行く分も全部横手市が持つということで今話をしていますので、それに要する旅費です。それで、例えば、東京とか名古屋とかに行く分につきましては、今のこの数字の中には月にそれぞれ1回ずつ行ける数字をのせています。

それから、使用料のほうですが、これは秋田市に通うこともできるかもしれませんが、ここでは家賃5万4,000円を9カ月分と、あと敷金とか、それから仲介手数料とか、そういうものを積算しています。以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

24番高橋議員。

○24番（高橋勝義議員） 当初予算で企業誘致に精通している中央の、特に自動車関連に精通している人を呼ぶと、こういうことで予算化しているはずですが、でありますが、一向にしてそういう話は聞こえてきません。

今回、県のほうに職員を派遣するということであるそうですが、その企業に精通している人間と、今回県に派遣しようとしている、いわゆる2つの方法で企業誘致に取り組むという話なのか、あるいは中央から呼んでくるという話はどういうふうになっているのか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 当初予算で中央、東京あるいは愛知方面というようなことで、そういう企業の動向に詳しい方をお願いしたいということで予算措置させていただきました。

結論から申し上げますと、現時点でなかなかそういう方と出会えていないというところがございます。さまざまな手だてを講じて、呼びかけをお願いをしておるところでございますが、今現在なかなか見つかっておらないというところが本当のところでございます。

ただこれは、今、議員ご指摘のとおり県に派遣する部分と全然違う話でございます。我々が独自の情報を収集するためのスタッフということでお願いするわけでございます。県とは違った角度から情報収集したいということでございますので、引き続きお願いをし、探してまいりたいというふうに思っている次第でございます。何とかなるべく早く見つけて企業誘致に結びつけたいと思っている次第でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

建設常任委員会並びに一般会計予算特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午後 3時30分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○田中敏雄 議長 日程第4、請願第2号ミニマムアクセス米の輸入停止を求めることについては、産業経済常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

産業経済常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎委員会調査の継続の申し出について

○田中敏雄 議長 日程第5、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長、総務文教常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎陳情第7号～議案第131号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第6、陳情第7号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることについてより、日程第17、議案第131号平成20年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（7番小笠原恒男議員）登壇】

○小笠原恒男 厚生常任委員長 今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案9件、陳情3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第7号についてであります。

この陳情書の陳情趣旨を読む限りでは、陳情項目の2番目、70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げをとめることは、75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度の中止・撤回というタイトルとはあわないと思う。できれば陳情趣旨と陳情項目のうち2番目を除いた部分採択を委員長にお願いしたいという意見が出ました。対して、2番目の項目の70歳から74歳の窓口負担ということは、結局前期高齢者をも巻き込んで後期高齢者医療制度につなげていこうということである。これは、医療制度改悪の多くの施策の一つだ。よって、この陳情全体に賛成するとの意見がありました。

この陳情について討論はなく、陳情項目の2番目を除いて採決した結果、起立多数により一部採択するものと決定しました。

次に、陳情第8号についてであります。

立身委員より、私はこの8号の陳情に賛成の立場で討論する。これは、議案第107号の条例案の中の特別徴収に該当する項目についての問題である。国の医療費を抑制する目的で、確実に徴収できるところからどこまでも取っていくという国の方針によって、国保財政の急迫している私たちの市町村でも法律に基づいて年金受給者から天引きするということで、国民が支払いに出向いていく手間を省くためなどというごまかしは許されない。それならば、希望者が金融機関に自主的に手続に行けば済むものである。医療や福祉というものは、財政が困窮するからという理由は成り立たなく、そのもとでの国民に対して優先すべきことなので、願意を妥当と判断して賛成するべきものと考えたとの討論がありました。

採決の結果、起立少数で不採択するべきものと決定いたしました。

次に、陳情第10号についてであります。この陳情については、先に一部採択した陳情第7号の陳情項目の1番目と同趣旨のものであるので、同一の決議をしたものとして採択するべきものとみなしました。

次に、議案第107号であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、特定健診の費用についての質疑に対し、当局より特定健診と特定健診の事後指導の関係であるが、市では保健衛生課サイドで実施していくという形になっている。特定健診の事後指導を外部の実施機関に委託するという事になれば、国保特会の中で予算を計上してという形になるが、横手市の場合、特定健診後の保健指導については、保健衛生課で実施することになっているので、国保特会からの支出はない。ちなみに、ほとんどの市町村が自前で保健指導を実施するという形になっているとの答弁がありました。

また、特定健診の受診率と後期高齢者医療制度のほうにくるペナルティーについての質疑に対して、当局よりそれぞれの保険者が保健指導しながら健康なお年寄りをつくれれば、75歳になったときに医療費が少なくて済む。後期高齢者の支援金を出すことをできるだけ抑えるため、各保険者がしっかりと保健

指導なり、健診をしなさいという形になっている。保険者はそのことが義務づけられるということは、とりわけ国民健康保険にとっては非常に厳しい感じはする。被用者保険については、事業主健診というものがあり、国民健康保険の場合は全くない。そのことに対して差をつけるために国保は65%、他の保険については7割とか、そういう目標数値を高くはしているとの答弁がありました。

保健指導のスタッフが間に合うかとの質疑に対し、当局より実施に関してはこれまでと同様のスタッフの配置で実施しているので、受診者がスムーズに受診できるように気を配っている。事後の検診については、保健衛生課、健康の駅、包括支援センター、それらが連携を図り事後の指導体制を連携をとってやっていくことでその点についても従前に増して万全な体制をとっていくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号、第117号については、討論はなく、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第118号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、委託者として法人との関係を良好に保ち、働いている方々が不安を抱くような状況にならないようにとの質疑に対し、当局より今回の指定を行うに当たって、一番大事にしなければいけないのは、入所者へのサービス水準を絶対下げないということ、その次に、その中で働いている方々が指定管理に移行することによって不安な気持ちを持たれないように市としてもきちっとした責任の立場で対応すると、この2点が一番大きな部分だ。今後とも職員が不安にならないように十分気をつけて対応してまいりたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号、第120号、第121号、第122号について、討論はなく、採決の結果、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

未収金についての質疑があり、当局より社会保険関係の未収金は何カ月かすれば入ってくるのが基本である。問題は個人未収金であり、月末で締めた段階で2,000万円を超える未収金が出るが、基本的には翌月にはほぼ解消される。ただ、なかなか回収しきれない部分があるので、それが毎月毎月たまっていく。例えば個人未収金の過年度分という、3月末で約250万円ほどはあるとの答弁がありました。

本案について、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

13番阿部信孝議員。

【13番（阿部信孝議員）登壇】

○13番（阿部信孝議員） 私は、今定例会において厚生常任委員会に付託になりました陳情第7号及び第10号に反対の立場で討論いたします。

陳情の趣旨は、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めるものであります。

後期高齢者医療制度についての緊急アンケートによりますと、全国自治体の84%が制度の存続を求めており、制度の中身をめぐってはご承知のように国会審議の論戦を受けて、政府与党は制度の抜本的な見直しに着手しております。

具体的には、所得の低い人への配慮として、原案の保険料7割軽減を9割まで軽減することとし、今年度は10月から3月までの保険料を徴収しないこととしました。また、年金収入が年210万円程度までの保険料の所得割額が50%程度軽減することとし、各広域連合の判断での実施といたしました。また、年金からの引き落としについては、申し出により口座振替が可能にしており、資格証明書の問題については悪質な未納者に限ること、終末期相談料についても中止することを決めるなど、必要な見直しが進められております。

本議会も、後期高齢者医療広域連合会への加入参加を議決した組織の一員であり、市長がその議員として、組織運営に参画しております。

今、中止・撤回、廃止を求める政党や団体など、財源を明確にせず、国民、市民に受けのいいような政策だけを主張しております。また、廃止法案だけで新たな提案のないことでも明白であり、全く無責任の極みと言わざるを得ません。

一方、今議会に提案されている高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金などの条例改正を含む横手市国民健康保険税条例改正案は、委員会で可決されており、本陳情が採択となりますと、矛盾が生じます。我々地方自治体としては、今政府の必要な見直しをしっかりと見守るべきであります。国の財政がますます厳しさを増す現状を踏まえ、社会制度全般を見据えて議員各位の賢明な判断を期待し、反対討論といたします。

ご賛同よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

1番立身議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） 私は、陳情第7号に賛成の立場で討論します。

この4月から施行された後期高齢者医療制度は、マスメディアも連日取り上げております。そして、その実態が明らかになるにつれて、政府が強調してきたような公費を重点的に投入する制度ではなく、逆に2,340億円も国の負担を減らすものであることを厚生労働省も認めました。

この間の国民的批判のもとで、今月12日には政府与党が低所得者の後期高齢者保険料軽減策をまとめましたが、財源は来年度以降年間330億円です。すなわち、その7倍もの国の負担をとっくに削っていたこととなります。

また、国保以外の組合健保からの後期高齢者支援金は、これまでの老人保健拠出金よりも増額されて、健康保険組合連合会では、5,000億円の負担増になると試算するなど、現役世代を含む全世代への負担増と医療の切捨てにつながることを懸念されます。したがって、小手先の見直しではなくて、これは後期高齢者医療制度を中止・撤回し、もとの老人保健制度に一たん戻すこと、そして、医療に使う国の予算をふやして高齢者国民が安心して医療を受けられるようにする、この2つの項目はもちろんのこと、医療制度改悪の多くの施策の1つである70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げをやめるという全項目について意見書を提出すべきという願意を妥当と判断し、この陳情採択に賛成します。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

31番柿崎議員。

【31番（柿崎実議員）登壇】

○31番（柿崎実議員） 何かこの栄村の社会の議員だけが登場したようで、大変申しわけありませんが、私もちょっと角度を変えて討論に参加をしたいと思います。

私は、陳情第8号、この採択することに賛成をして、議案第107号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたしたいと思います。

107号の改正条例中、税率の改正につきましては、合併協議会で3年間不均一課税とするとした前提条件が大きく壊れたこともありまして、やむを得ない提案だと思うわけではありますが、条文中の第16条特別徴収の項については、賛成できかねるということで、反対の意思を表明したいと思うのであります。

当局の提案理由は、地方税法の改正施行によるとしておるわけでありますけれども、上位法が優先するからそれに従うということでありましようけれども、あえて条例を制定しているのは、地方税を賦課徴収する法的根拠が当該団体の議会において議決された条例の定めによるところとなっているからであると思います。このことは、地方公共団体に課税自主権を認めているからにほかなりません。税をどのように徴収するかは、かかって自治体の判断によるものだというふうに思います。なぜ、税の徴収の仕方まで法に縛られなければならないのでしょうか。

租税には幾つかの原則があるといわれております。その1つに、便宜の原則、そして程度の原則というものがああります。便宜の原則とは、納税者の便宜を考慮して、納期、納税場所、納税のための支払い手段、手続などについて納税者の便宜を図って徴収しなければならないとしております。その点、特別徴収は納税者の都合を全く考えないで、徴税者の都合だけによるものであります。

政府は、納税の利便性を言っておりますが、これまでどおり窓口納付と振替納付を基本に、天引きも含めた選択性にしてもよかったのだと思うわけではありますが、結局は、税収の効率化という名目で取りやすい方法をとるということでしかありません。

また、程度の原則とは、税は個人の家計や会社なりが負担できる程度のものでなければならないというものですが、唯一、年金しか生活のよりどころをもたないものから支払いをする前に天引きをすると

いうことは、まさに生活権を奪うもので、程度の原則を最初から無視したものと云わざるを得ません。

年金所得者の多くは、長い間給与から各種税を天引きされ、今やっと年金を手にして年々目減りする所得の中から老後の生活設計を立てているのであります。

既に、所得税と介護保険料が天引きされているとき、これに個人市民税、国保税が新たに加わるのであれば、どう生活設計を立てればよいのでしょうか。国保税限度額いっぱい納税者は、1回の年金支給月に10万円、これに市民税の納期と重なれば、15万円から20万円も天引きされるという計算になるのであります。しかも、これまで国保の場合納期が8期であったものが、6期になります。まさに2カ月に1回の年金が税を納めるための年金となってしまうのではないのでしょうか。

市民の多くは、良心的納税者であります。毎日の生活のやりくりの中で納付期限にあわせて納付の努力をするのでありますが、どうしても都合がつかないときがある。そんなときに、窓口で相談の上、分納や延納、減免という手続をすることもできるわけですが、年金生活者からはそうした機会を奪うことにもつながります。

今ささやかに暮らしている高齢者や子供たちが離れ老人だけの世帯が増えております。生活のすべては年金だけが頼みのお年寄りから支払う前に懐に手を突っ込んで洗いざらい取り立て、あとは勝手に暮らせという乱暴な態度には何としても賛成できません。

そして、市民の多くは地方税法が変わって年金から市税や国保税が天引きをされるということを知っておりません。自治体によっては、専決処分で今年の4月から実施をしているところもあるようですが、まさに言語道断であります。

当市では、条例改正の提案をして、議決を求めた良識は評価するものでありますが、年金所得者は今度3期分の納付書が来て、初めて後期から年金から天引きになるということを知るわけでありまして、税率改正と合わせて不満の声が上がることは必至であります。だれに断って人の年金から天引きをするのだという声が聞こえてきそうであります。

ちなみに、秋田市では周知期間を考慮して、来年の4月から施行というふうになったようであります。

第1に、支払うべき保険料の基礎となる年金額がいまだに不透明さが問われ、年金特別便でその正確さを追求しているときに何たることでしょうか。やるべきはまず正しい年金を支払うことにこそ急がれるべきなのであります。悪名高い後期高齢者医療制度によって、年金から保険料が天引きされることで大きな社会問題となり、国において制度の見直しどころか、廃止が議論に至っているときに、これに追い打ちをかけるように前期高齢者にまで拡大しようとするのは、国民、とりわけ年金取得者に対する挑戦と言わなければなりません。

当議会においても、厚生常任委員会では後期高齢者医療制度の中止を求める意見書を採択しておりますが、前期高齢者の年金からの天引きは、もともと後期高齢者医療制度が背景になっているわけでありますから、陳情第7号、第10号を採択しておいて、陳情第8号を不採択するということは論理的にあわないというふうに思います。

私は、議員生活23年を振り返ってみますと、幾つかの大きな事件がありましたが、これほど人権を無視したやり方はなかったと思います。私は、地方税法を改定した政府に強く抗議するとともに、各自治体は課税自主権の主張のもとに法の取り決めに縛られない良識を発揮することを要望するものであります。

以上申し上げた理由によりまして、陳情第8号は採択すべきであり、議案第107号には反対をせざるを得ないとの態度を表明するものであります。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ただいまから議題となっております案件中、陳情第7号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は一部採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第8号国保税を年金から天引きする条例改正をしないことについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、本陳情第8号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第10号後期高齢者医療制度の中止・廃止を求めることについてを、既に同じ内容の陳情第7号の一部採択が採択とされておりますので、陳情第10号後期高齢者医療制度の中止・廃止を求めることについては採択されたものとみなします。

次に、議案第107号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号平成20年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第116号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております5件を除く7件について採決いたします。

7件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、7件は委員長報告のとおり可決されました。

◎請願第1号～議案第123号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第18、請願第1号国営農業水利事業と地方農政局の存続に関することについてより、日程第21、議案第123号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（30番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 産業経済常任委員長 今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました案件中、議案1件、請願1件、陳情2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第1号について、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、願意を妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号について、主な意見を申し述べますと、政府も国も最賃を全国レベルで少なくとも高卒初任給以上にしなければならないと言っているし、特に秋田県は地域別最賃が最低だ。これにより企業経営に与える影響もないわけではないが、給与所得労働者が非常にここ数年年収が減っている状況で地域経済を活性化させるためにも最低賃金の引き上げは社会的に必要と思うので、これは採択してもいいのではないかとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立少数により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号について意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第123号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、ゆっぶるの売店が直営になり、人件費も含めてどのような計算をしたのかとの質疑に対し、当局より平鹿物産協会で行っていたときは、年間約750万円の販売額があった。しかし、2人雇用していた人件費、午前11時から午後5時までの販売時間で買いたいときに売らないということから、収支のバランスが悪くなり、物産協会との話し合いのうえ、今回直営にした。なお、直営したことにより、ゆっぶるの経費がかさむのではなく、4、5月分だけでも平成19年度対比約23万円の人件費を圧縮しつつ、さらに売店の販売が物産協会で行って

いたときと比べると約1.5倍の売り上げがあることで、今回このような予算を計上したものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業経済常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願第1号国営農業水利事業と地方農政局の存続に関することについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採択いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、既に議決されております2件を除く2件について採決いたします。

2件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、2件は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第9号～議案第136号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第22、陳情第9号市道拡幅に関することについてより、日程第35、議案第136号財産の取得についてまでの14件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（33番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案13件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第9号についてであります。

本陳情については、前後の拡幅整備ができており、この部分が五、六十メートルだけが未整備であり、狭くなっているということであるし、この陳情の趣旨にあるように、通学路にもなっているということなので、願意を妥当として、採択すべきとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

若者定住促進住宅の事業についての質疑に対し、当局より応募がなかったために、合併以後は新しい住宅は建設されていないが、これから要望があり次第、予算化する事業であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号、124号、125号、126号、127号の5件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第128号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

駅の下水道の接続についての質疑に対し、当局より下水道が現在使える状況になっているのは横手と十文字の2つの駅であり、横手については接続されている。十文字については、今後接続のお願いをしている。JRでは、まだ接続には至らないとのことだが、これからも説得に向かいたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第129号、130号、132号についての3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第133号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

除雪機械の補助要件についての質疑に対し、当局より増強の場合は、雪寒指定道路の延長キロ数が決まっているので難しいが、更新の場合は、新しい機械が11年後に更新対象となり、国へ申請するとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第134号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

落札率についての質疑に対し、当局より予定価格の決め方については、県で示す標準単価をもとにするが、不落になったり、80%になったり、98%になったりするの県の標準単価が若干現状とそぐわない点があるのではないかと答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第136号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件について、採決いたします。

14件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、14件は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第5号～議案第135号の委員長報告、質疑、討論

○田中敏雄 議長 日程第36、陳情第5号名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる」ことについてより、日程第45、議案第135号財産の取得についての10件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（20番石井正志議員）登壇】

○石井正志 総務文教常任委員長 今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました案件中、議案9件、陳情1件について、その審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第5号について、採択後の処置の要望はこれまでに例がなく、理解しがたいとの意見があり、討論はなく、起立採決の結果、起立少数で、不採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市民には大変な増税感がある。担当課に問い合わせてもよく理解できない。条例改正による全体の内容と状況についての質疑に対し、当局より当初課税見込み額で昨年度より約7,000万円、率にして2.4%の増となっている。これは、2ヘクタール以下の水稻農家について、簡易申告の廃止により収支計算となったことから、農業所得が数字上では伸びたことや、譲渡所得はおよそ倍増、公的年金受給者の非課税措置全廃等が大きな要因である。

なお、その他の所得についてはすべて下がっている状況であるとの答弁がありました。

また、ふるさと納税制度の内容と市のPR方法についてとの質疑に対し、当局よりさまざまなケースがあるが、モデルとして年収700万円、4人家族で配偶者、子供2人、うち1人は特定扶養者で3万円を自治体に寄附した場合、翌年度の所得税と個人市民税の合計で2万5,000円軽減される。PRについては、首都圏ふるさと会や広報などを通して制度の説明をし、協力を働きかけていきたい。なお、現在5件の申し入れがあるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、学校統合に際しての教育環境の整備と適正規模の学校再編についてとの質疑に対し、当局より現在、市内の小・中学校では、1学年1クラスのいわゆる単級学校が多く、人間関係の固定化によりトラブルの際に修復が非常に困難な状況が見られる。このため、複数級学校により新たな友人関係の構築や別のクラスへの異動などにより、修復が容易となるよう整備が必要である。特に、中学生の場合、物事に対する興味や関心が旺盛で多岐にわたるため、学習・部活動を初め、要求に十分にこたえられ、生徒が自由に選択できる環境を整えようというものであるとの答弁がありました。

また、統合により廃校になる建物の処遇はどうなるのかとの質疑に対し、当局より建物の取り扱いについては、専門の検討委員会で協議している。なお、十文字西中学校の校舎は昭和40年の建築であり、解体の方向が強いものと思われるとの答弁がありました。

また、厳しい財政状況での今後の学校統合計画の実施についてとの質疑に対し、当局より実施に当たっては、次年度当初予算から建設事業費を30%圧縮する。また、統合計画自体も当初計画よりも財政シミュレーションでは大幅に圧縮している。厳しい状況であるが、合併して10年後以降の統合は今よりも現実的ではなく、合併特例債を利用し進めていきたい。中学校12校の校舎を見た場合、古い耐震基準の昭和56年以前に建てられた危険な校舎が8校に上る。既存校舎を維持するには大規模な改修・改築が必要となり、二重三重の経費負担となる。また、各統合案に優先順位はないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第111号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市内では配備の少ない機種であるが、機能やメンテナンス、技術指導などのアフターケアはどうなっているかとの質疑に対し、当局より全国的には普及している機種であり、性能も仕様書以上である。また、迅速なメンテナンスも契約条件となっている。技術指導などについては今後の協議となるとの答弁がありました。

また、指名競争入札全般にわたり、今後は経過報告をされたいとの質疑に対し、当局より入札結果については市のホームページで公開しているが、今後は議決を要する契約などの基準を設け報告したいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第112号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、消防機材等の更新に際し、道路整備など状況の変化にあわせた計画の修正は行っているかとの質疑に対し、当局より消防設備の整備に当たっては、3年ごとの消防力基準調査により、総合的な見直しと修正を行って対応しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第135号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、救急体制と設備、救急救命士の今後の配備計画についてとの質疑に対し、当局より現在救急自動車は、高規格救急車が3台、標準型救急車が予備車両を含め5台の計8台を配備である。出動に際しては、ランデブードッキング方式により、高規格準拠と標準の2台で出動し、心肺停止などの患者の場合は、医師の指示を受けながら救命士が救命器材を使用して処置を行っている。今後は、高規格準拠型の車両を整備していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

○16番（齋藤光司議員） 議案第110号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

今提出されている横手市学校条例改正案は、横手市として中学校統合の第1弾となるわけであります。そして、この条例改正が採択をされた場合、後戻りできないという市長答弁もありました。そういう中、合併をしてわずかまだ3年、地域事情、あるいは学校に対する地域の人々の思いを教育委員会として十分に理解する間もなく、今回の統合計画の中で十文字中学校と十文字西中学校の統合が一番先だという部分に私の大きな反対の理由があります。

将来の大きな財政負担になる学校建設を、あと7年しかない合併特例債の利用期限の中でやっぺらしてしまうということは公立学校施設整備補助金等の補助基準単価が実価格との乖離が大きく、真水部分の市の負担が大きくなることを考えれば、学校改修・改築に特例債を使うという手法については、非常によ

い手法だと私は思っております。

しかしながら、学校統合にとって一番大事なのは廃校となる学校の生徒と、その地域の人々の理解と覚悟だと私は思います。そういう中で、まだ生徒も地域民も統合への熟成ができていない事実があります。

おととい、クラブ活動を終えた西中生徒10人と話す機会がありました。「統合をどう思う」「統合は決まってしまったのだべ」「違うまだ決まっていない、27日の日に決まるのだよ」「先生も決まっていたからもう西中なくなってしまうと思っていた、私は西中生で卒業したいんだ、できれば頑張っただけ残してけれ」この会話の中から透けて見えるのは、教育委員会主導の中で統合はもう決まってしまったもの、あきらめの中での声なき賛成であり、できることならば十文字西中学校を残してほしいという強い願いであります。

地域の皆さんに、西中閉校について多く話を聞いてまいりましたが、いましばらくは知恵を絞って地域のためにも残す方法を探してほしいというのが大多数で、西中学区域、地域として大多数の住民の本音の部分であります。決して大多数がもろ手を挙げて今進められている学校統合を願っているのが地域情勢ではない。ただ、一人一人が何を言っても大きな力の前では無理だというあきらめにも似た思いの中で何も言わない、何も言えない。そういう部分を今、教育委員会では逆に少人数しか集まらない集会の中で、何も反対がないから統合に賛成なのだ、住民合意ができた、そういう間違っただけ判断を今なさろうとしていることをまずは指摘をしておきたいと思えます。

睦合地区から本当に毎朝自転車を通えるのか。代替のスクールバスはクラブ活動で遅くなった子供たちを本当に家まで送り届けてくれるのか。クラブの選択よりも帰宅部の生徒をふやしてしまうのではないか。小さいことだけれども、当事者にとっては大きな大きな数々の問題点を置き去りにして、拙速という形での統合の進め方は将来の地域と、何よりもそこに通う我が地域の子供たちにとって、不幸な結果になるのではないか。もう少し時間をかけ、一つ一つの答えを見出し、また方向性を確かなものとしてからでも遅くはないということでもあります。学校統合に関して、あきらめの中でのスタートよりも地域がみんなで地域の子供を守る、地域の子供を豊かにする、そういう確かな決意と夢を持ってのスタートのほうがよりよい学校統合への一歩であることは皆さんに理解をしていただけるものと思えます。

地域として、もう少し時間をください、もう少し待ってくれ、そのためにまずはこの統合案に反対をいたします。

次に、横手市として今抱えている教育課題、特に、教育委員会という子供たちにとってという部分と、校舎建築・補修というハードの部分で、本当に十文字中学校と十文字西中学校の統合が市全体の中学校統合計画の中で本当に喫緊の課題であるか。皆様に具体的な数字を出し、判断をしてもらいたと思います。

まずは、1つ目。規模の問題であります。あなたの夢の応援団、温かく、賢く、たくましく、その教育目標を定め、将来にわたって、生徒の切磋琢磨、教師の高い専門性に裏づけられた教師集団の維持の

ために一定の規模が必要であるとのことでの統合提案であります。

わかりやすくいえば、生徒の数が教える力になり、学ぶ力になるとの説明であります。そのこと自体に関して、私としては異論がありますが、まずはそのことを百歩譲ってそのとおり、生徒の数の規模の適正化が新市としての喫緊の課題で、十文字西中学校閉校という今日の提示だとするのならば、何の数学、どこの数字を見ての統合だろうと大きな異議があります。

当市の中学校の生徒数の将来推計の中で、生徒数が少ないという緊急性ならば、横手市の中で十文字西中学校が一番小さい生徒数の学校ではないという事実があります。生徒の数が、学ぶ、学ばせる力の大きな要因で、横手市の教育の中で喫緊の課題、緊急性があるというならば十文字西中を一番先に統合させるのは論理的でない、そのことを申し述べたいのであります。

平成20年度、今年度であります。生徒数の少ないほうから申し述べれば、金沢中学校46人、横手西中学校71人、十文字西中学校100人、山内中学校110人です。小学校から県立清陵学院中学校に何人行くかで数字はかわってくると思いますが、5年後の平成25年度の推計では、横手西中学校56人、金沢中学校59人、山内中学校82人、十文字西中学校95人です。

教育委員会として、数のとらえ方として、95より82の数が多い、95より、59、56の数字が大きいということでしょうか。教育委員会の説明どおり生徒の数が学び、学ばせる中で大きな力であり、その修正のために学校統合があり、また、緊急性があるのだという論理の中では、今提示された横手市学校統合スケジュールの中で一番優先されるべきは、鳳、横手西、金沢中学校の学校統合であり、十文字と十文字西中の統合が一番先というのはどう考えても理屈に合わない。このことをまずは反対理由の1つに挙げたいと思います。

第2に、耐震診断の数字の中で、この統合計画を第1に考えていかなければならないのではないかと。このことは9日の定例会の初日、また一般質問の中でも取り上げ、市長はこの震災対策とこの学校統合は別々に考えたいというお答えでありましたが、I S値が公表され、その中で改築が必要だという学校を我々横手市が直視しなければならないのではないかと。このことで、現在と2カ月前までの学校統合の議論の土壌の中で、一番変わったのは学校に対する安心・安全の意識だと思います。現在もまだ苦難の最中にある四川大地震、そのことを対岸の火事ではなく、みずからのことに置きかえ、国としてもねじれ国会とはいいいながらも議員立法で地震防災対策特別措置法改正が通ったことは、非常に歓迎すべきものであります。

財政不足の折、時限立法期間の3カ年で何をするか、何ができるかをまずは真摯に議論すべきであり、示された統合スケジュールの中でいっしょに一番に取り組まねばならない、それこそ市としての喫緊の課題です。横手市中学校耐震化状況の報告の中で、唯一山内中学校は補強では間に合わない、改築が必要だとされ、そのほかI S値の低い順序で申し上げれば、横手西中学校体育館が0.13、校舎が0.36、金沢中学校は補強がなされておりますが、統合スケジュールの中の相手方の鳳中学校の体育館が0.32、校舎で0.73と、決してよい数値でもありません。学校統合のもう一方の大きな理由である安心・安全の数

字が、簡単に言えば、地震がきて危ない順序を学校統合スケジュール表の中から拾えば、これもまた横手市としての優先順位は一番に山内中学校の改築であり、次に、鳳、横手西、金沢の統合、次に、十文字、十文字西の統合となり得るべきであります。このことも、今回の条例改正案に反対をする大きな理由であります。

3番目は、財政の面から申し上げたいと思います。今回の学校統合スケジュールが全体として157億円、学校統合事業外の投資的経費の3割減、経常経費の大幅な削減という覚悟のもとにつくられている計画であるということであります。市の財布で言えば、公債比率の高どまりと平成の大合併の一番の起因である交付税の激減、また今回追加の補正予算の起因となった原油高、原料高による学校の新築、補強のコストアップは地区経済の疲弊によるところの財源不足と相重なって、特に、年次の後半になってこの統合計画そのものを形骸化してしまうおそれがあるのではないかと非常に心配をしております。

昨年の11月議会の私の一般質問で、旧案が市の財政圧迫にならないかという質問に対して、すべてが新築、あるいは改築を伴っての統合ではない。十分使える施設については、その利活用を図りながら財源の圧縮に努めたい、そういう答弁がありました。

しかしながら、実態は現在進行形で行われている新大森小学校が建築費だけで6億6,800万円、十文字中学校大改修が6億6,300万円、山内中学校の改築が2億1,400万円、雄物川、大森、大雄中学校の統合が38億1,000万円、新雄物川小統合に23億4,400万円、鳳、横手西、金沢中学校の統合に39億4,800万円、黒川、境町、金沢小学校の統合に15億4,500万円、横手南中学校の改修に5億1,900万円、田根森、阿気小学校の統合に6億6,700万円、計学校建設、改修143億8,100万円、スクールバス関係に3億1,200万円、閉校舎の解体に9億8,900万円、合計で157億円という大きな額になっております。

十文字中学校は、昭和62年に校舎、体育館とも建てられております。もちろん新耐震基準に合致をしております。今、廃校になろうとしている十文字西中学校は、校舎は昭和40年、41年の建築と古いものの、平成4、5、6年に大規模改修がなされ、総額で4億8,700万円をかけております。また、体育館とグラウンドについては、平成10年、11年5億6,333万円をかけて整備、改築をしております。わずか10年前、合計で10億5,000万円、旧十文字町として一般会計予算が当時42億円ほどの中で10億円、いかに地域で子供の教育環境を大事にし、学校が地域の力の源との思いで子供に投資を続けてきたか。過疎債も特合債もない中、先人の努力と地域への強い思いの中で学校投資を、今合併して3年、横手市の新しい中学校の規模の指針を地域に中学が2校あるということを大きな理由に十文字西中学校を廃校にする。お金をどぶに捨てるような経済感覚が間違っているということを申し上げながら、この学校を生かし、小規模校、大規模校とも生かし生かされ、本当の意味での義務教育として子供たちのため地域のための施策を心から望むものであり、統合に対する地域としての理解の進んだ必要性のあるところから統合を進めるという手法のほうが、合理的であると私は思います。そういう意味でも私は反対をいたします。

そもそも、この統合スケジュールが政策会議の中で将来の投資的経費の3割をカット、経常経費の大

幅削減を前提とした提案の中で、各部、各地域区とも何ら異論もなく採択されたことが不思議でたまりません。投資的経費ならまだしも、経常経費にまで大きな削減が余儀される中で、この旧案そのものが本当に緊急性があるのか、議論をし尽くされたのか、また、現在そんなに財政的に余裕にある部、地域が本当にあるのか。その議論もなく、報告もなしで今この条例改正を認めることは、市の将来設計にめくら判を押すに等しい。このことによっても反対をせざるを得ないものであります。

最後に、肝心の西中が今、横手市の中学の中で小規模校、廃校の第一候補と言われながらも、最高に頑張っている、そのこともつけ加えなければなりません。学校としての力量が対外的に一番わかりやすい野球という団体競技で今見事地区優勝を飾り、全県大会出場を果たしたことは廃校という暗転から指す一筋のクモの糸と感ずるのは私ばかりではなく多くの地域の人々の共通の思いであります。そのほかにも、何と比較して頑張っているのだと言われると困ってしまう部分もありますが、少なくとも学力、体力において横手市教育委員会の面目をつぶしているような状況ではないことは保証できます。今生徒、教師、地域おのおのがその持ち場の中で一生懸命やって、そして、結果としても残している学校を今回条例改正という手段でなくしてしまうことは、当該地域に住む一員として余りにも乱暴な、余りにも残念なやり方であります。

学校統合は、閉校される地域の十分な理解のもとに進めるべきであります。まだまだ十文字西地区では機は熟しているとは決して言えません。議員という各地域を代表している皆様には廃校というこの当該校を持つ地域事情を十分理解をされ、学校統合に対する地域意識の熟成が進むだけの時間をいただくためにも、当条例改正案に反対していただけるよう心から切に切にお願いを申し上げます、反対討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

◎会議時間の延長

○田中敏雄 議長 本日の会議時間を議事の都合により延長いたします。

◎陳情第5号～議案第135号の採決

○田中敏雄 議長 ただいまから議題となっております案件中、陳情第5号名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる」ことについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議案第110号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第110号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております2件を除く8件について採決いたします。

8件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、8件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第115号～議案第137号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第46、議案第115号平成20年度横手市一般会計補正予算（第1号）より、日程第47、議案第137号平成20年度横手市一般会計補正予算（第2号）までの2件を一括議題といたします。一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（10番奥山豊議員）登壇】

○奥山豊 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第115号の審査につきましては、6月9日に一般会計予算特別委員会を開催し、総務文教、厚生、産業経済、建設の各常任委員会の所管を審議をする4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

各分科会審査は6月19日、20日に行われました。

議案第137号の審査につきましては、本日、一般会計予算特別委員会を開催し、総務文教、産業経済、建設の3つの分科会に委嘱いたしました。

本日開催した一般会計予算特別委員会で各分科会長報告を受け、報告はすべて原案のとおり可決すべきものでありました。

議案2件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、採決についてはどちらも起立全員でありました。

以上をもちまして、一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第115号平成20年度横手市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第115号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第137号平成20年度横手市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第137号は委員長報告のとおり可決されました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 5時00分 休 憩

午後 6時00分 再 開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会議案第4号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第48、議会議案第4号国営農業水利事業と地方農政局の存続を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第4号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第4号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直

ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議会議案第5号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第49、議会議案第5号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第5号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第5号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議会議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第50、議会議案第6号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨説明を求めます。7番小笠原恒男議員。

【7番（小笠原恒男議員）登壇】

○7番（小笠原恒男議員） 趣旨説明は、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書案を朗読することによってかえさせていただきます。

日ごろ、住民生活の改善にご尽力を賜り感謝申し上げます。

今年4月より後期高齢者医療制度が施行されました。福田首相みずから「説明が足りない」と言明したように、周知徹底が極めて不十分で、制度の問題点もさまざま指摘されました。さらに、保険証が届かない、年金通知書が届かない、年金から誤徴収されたなどの手続上の問題も発生しました。このような医療制度は早く中止・撤回し、新たな国民的論議を起こすべきだと考えます。

地方自治法第99条に基づき、後期高齢者医療制度の中止・撤回と医療の充実を求める意見書を提出いたします。

1、後期高齢者医療制度を中止・撤回すること。

2、医療に伴う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

平成20年6月27日 横手市議会議長 田中敏雄

内閣総理大臣 福田康夫殿

厚生労働大臣 舛添要一殿

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ただいまから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第6号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○田中敏雄 議長 日程第51、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第159条の規定によりお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

◎市庁舎建設問題等調査特別委員会の設置並びに委員選任について

○田中敏雄 議長 日程第52、市庁舎建設問題等調査特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といたします。

本件については、市庁舎建設問題等に関する事項について12人の委員で構成する市庁舎建設問題等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、平成21年9月定例会まで閉会中もなお調査できることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については12人の委員で構成する市庁舎建設問題等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、平成21年9月定例会まで閉会中もなお調査できることに決定いたしました。

ただいま設置されました市庁舎建設問題等調査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配付しております一覧表のとおり12人を議長が指名いたします。

◎閉会の宣告

○田中敏雄 議長 これで平成20年第4回横手市議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 6時07分 閉 会